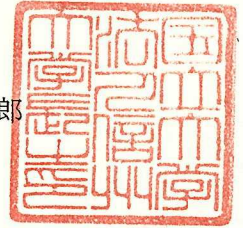




信大総第0364号
令和5年7月6日

軽井沢町長 土屋 三千夫 様

国立大学法人信州大学長 中村 宗一郎



寄附講座について(回答)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本学の教育研究活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴町からの寄附金により本学先鋭領域融合研究群社会基盤研究センター(現研究所)に設置した寄附講座(軽井沢医療安全法学)(以下「当該講座」という。)については、本学の教育研究の進展及び充実に資する成果が得られているところでございます。

当該講座は、貴町と協議を重ね、双方了承を得ながら進めていたにも関わらず、住民監査請求が提起されたことは、極めて残念なことであったと考えております。

令和5年5月16日付け5軽総政第67号で通知のありました標記について、以下のとおり回答します。

本学では本件に関して、会計伝票及び証拠書類等の検証及び現物確認、並びに関係者への聞き取りを行い、6月14日に学長宛に報告書の提出を受けました。

報告書の概要は別紙のとおりですが、当該講座に係る会計経理等の業務処理については、不適正とまでは言えず、当該講座の設置目的から逸脱した研究活動が行われているとまでは言えないとされました。

このうち、軽井沢町住民監査で提出されていないとされた中間報告については、期限までに提出されていないものの、貴町の担当者とメールで内容の確認を行っていたことが確認されました。

また、貴町から真偽のほどを明らかにしてほしい旨の要望を受けた「利益相反」、「施設利用料」及び「物件の転貸」については、特別調査結果の報告を受け、軽井沢町住民監査の請求人から指摘があった問題には該当しないと判断しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

監査項目 社会基盤研究所寄附講座(軽井沢医療安全法学)に係る会計経理等

監査目的

社会基盤研究所が平成30年4月1日から令和5年3月31日まで設置した寄附講座に係る会計経理等の業務処理の適正性及び研究内容の妥当性について検討及び評価することを目的とする。

監査期間 令和5年3月14日(火)～ 令和5年6月9日(金)(87日間)

結論

寄附講座に係る会計経理等の業務処理については、不適正とまでは言えない。また、寄附講座の設置目的から逸脱した研究活動が行われているとまでは言えない。

1. 軽井沢町住民監査で提出されていないとされた平成30年度中間報告については、事前に担当者とメールで確認作業を行っており、提出していると考えるのが妥当である。しかし、期日までに提出できていない年度があったことは事実であり、適切な対応策を講ずる必要がある。
2. 軽井沢町からの寄附申込書には、寄附講座等の運営に必要な一切の経費相当(研究設備等)を寄附金により負担するとの記載がある。また、寄附講座設置申請書の平成30年度計画には、軽井沢町にサテライトオフィスを設置して、必要な設備を整備すると記載されていることから、不適切な支出とまでは言えないと考える。
3. 軽井沢町もカーテンを設置した部屋とそれ以外の部屋とを明確に区分しており、居住することを想定していたと考えるのが妥当であることから、居住に係る住宅関連の支出については、不適切な支出とまでは言えないと考える。
4. 旅費については、住民監査請求では「成果や目的が明らかでない」とされているが、寄附講座の設置目的から明確に逸脱しているとは言えないと考える。
5. 特定非営利活動法人軽井沢先端学術センター(KAAC)の主たる事務所が軽井沢オフィスと同じ住所となった経緯については、本法人の決裁書類等から、適正に処理されていると考える。
6. KAACが主たる事務所として登記しているセンチュリーフォレスト軽井沢202号室は、賃貸借契約ではなく利用貸借契約であることや、KAACが貸主と交わした覚書から、当該施設をレンタルオフィスとして使用し、施設利用料を支払うことに問題はないと考える。
7. 軽井沢町住民監査の別紙3で指摘している利益相反に該当する取引は確認されなかったが、利益相反が疑われることがないよう、十分な説明が必要であったと考える。

以上